

J A 共済事業を安心してご利用いただくために

いつも J A あいち豊田をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当 J A の共済事業につきましては、安心してご利用いただくために、以下のとおり取扱っております。

ご不明な点がございましたら、当 J A 各支店または本店共済部 共済企画課（電話 0565-31-2482）までお問合せくださるよう、お願い申し上げます。

1. 共済証書は、ご自宅に郵送します。

共済契約をご契約いただいた際に発行される共済証書は、原則ご契約者様のご自宅（お申込みにあたってご記入いただいた住所）に郵送いたします（原則職員が持参することはありません）。

なお、共済証書は大切な書類です。万が一、印字にズレや不鮮明な部分がある、あるいは共済証書の全体の色合いが悪い等、お気づきの点がありましたら、再発行の手続きをいたしますので、お気軽にお申し出ください。

2. 共済掛金のお預かりや共済金等のお支払い手続きには、 キャッシュレス手続きを推奨しています。

当 J A ではご利用者様の利便性の確保を目的に、各種お手続きにおいて現金での取扱いは原則行わないこととし、共済掛金のお預かりの際には口座振替等のキャッシュレス手続きを、共済金等のお支払いに際してはご指定の口座へのお振込みとする手続きを推奨しております。

なお、やむを得ず現金を取扱う場合（現金での掛け込みを強く望まれる場合や、システム上キャッシュレス手続きができない一時払契約等）においては、以下のとおり J A 所定の様式等により取扱います（J A 所定の様式以外を用いて、現金を取扱うことはありません）。

- ・共済掛金を現金にてお預かりする場合には、J A 所定の「共済掛金等相当額領収書」または「共済掛金領収証」を発行します。
- ・共済金や割戻金等を現金でお支払いする場合には、J A 所定の「領収書」または「割戻金等領収証」に署名・押印をいただきます。

（その他）加入内容の確認をおすすめします。

ご加入いただいている共済契約は、定期的に加入内容をご確認いただくことをおすすめいたします。ご加入内容の確認の際には、お気軽に J A 各支店にお申し付けください。

なお、J A 共済フォルダーにご加入いただくと、毎年ご契約いただいた加入内容を一覧としてお届けしますので、おすすめです。